

令和3年第8回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和3年8月26日(木)

午後 2時30分閉会

2 場 所 委員会室

3 出席者 高田教育長，浅野教育長職務代理者，市川委員，竹下委員，西川委員，
平田委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長，富本人事管理担当課長，
大橋教育指導担当課長，堀川文化生涯学習課長，
山口総務学事課教育総務係長，中川事業調整監，
木原総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

報告第 4号 臨時代理処分の承認について（専決処分される教育委員会関係の
議案について（令和3年度教育委員会関係補正予算案））

議案第 5 1号 令和4年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について

議案第 5 2号 令和2年度教育委員会事務点検・評価報告書について

議案第 5 3号 竹原市重要文化財の指定について

議案第 5 4号 竹原市重要文化財の指定について

議案第 5 5号 竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を改正する
告示案

議案第 5 6号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について
（令和3年度教育委員会関係補正予算案）

○高田教育長 ただいまから，令和3年第8回竹原市教育委員会会議定例会を開会いた
します。ここで暫時休憩とします。

(休憩)

○高田教育長 それでは休憩を閉じます。お諮りいたします。議案第51号は個人情報のため、議案第56号は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第51号は個人情報のため、議案第56号は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに決定しました。教育委員会会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。傍聴にあたっては、竹原市教育委員会傍聴規則を遵守していただきますようよろしくお願いします。なお、第4条第4号の規定により許可なく写真撮影、録音、録画をすることは禁止しておりますので、申し添えます。

はじめに、報告第4号「臨時代理処分の承認について（専決処分される教育委員会関係の議案について（令和3年度教育委員会関係補正予算案）」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長 報告第4号「専決処分される教育委員会関係の議案について」です。議案書1ページをご覧ください。教育長に対する権限委任規則第4条第1項の規定により、臨時代理処分をしたので報告をするものでございます。臨時代理の内容につきましては、令和3年教育委員会関係補正予算案の議案に対する意見の申し出についてで、臨時代理年月日につきましては令和3年7月16日です。2ページをご覧ください。歳出の補正予算案です。費

目については、款が災害復旧費、項が文教施設災害復旧費、目が公立学校施設災害復旧費で、内容につきましては測量設計委託料1,050千円と災害復旧工事1,270千円で、合計2,320千円でございます。これは、7月7日からの大雨によりまして、忠海学園の南側の法面の一部が崩落したため、崩落した土砂を撤去するなど応急対応に必要な予算と、本復旧に必要な設計業務を行うための予算でございます。災害対応に必要な予算を緊急的に措置するため、専決処分を行ったものでございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○浅野教育長
職務代理者 この件ではないのですが、仁賀小学校のあたりを通ると仁賀小学校はかなり土砂が崩れた後とか厳しい状況に外からは思えるのですが、復旧とか今後またあの辺りが崩れることはないかということはちゃんと見ていただいているのでしょうか。

○沖本教育次長
兼 課 長 仁賀小学校については、平成30年の大雨災害の時に学校敷地に対して山の斜面が崩壊して土砂が流入するということがありました。それについては対応しているところで、市道や県の部分で崩落があるものについては建設課の方で対応するという事になっております。今回の雨については、学校敷地の方に土砂が流入したという連絡は受けておりませんので、適切に対応してまいりたいと考えております。

○高田教育長 お諮りいたします。報告第4号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長
職務代理者 はい。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は、原案のとおり承認する

ことに決定いたしました。続いて、議案第52号「令和2年度教育委員会事務点検・評価報告書について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長 兼 課 長 議案52号「令和2年度教育委員会事務点検・評価報告書について」で
ございます。議案書9ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和2年度教育委員会事務点検・評価報告書について、教育委員会の承認を求めるものでございます。その理由については、次のページをご覧ください。教育委員会においては、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育行政サービスの質の向上と効率化を進めるため、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられていることから、この報告書を提出するものでございます。本日お配りした報告書の42ページをご覧ください。評価委員の総括的な意見をいただいておりますので、その内容を要約してご説明いたします。今日、情報化社会が急速に進展しており、「GIGAスクール構想」によるICTの汎用が求められる一方で、新型コロナウイルス禍や自然災害などの生起による諸課題の深刻化や、少子高齢化・過疎化等への対応が喫緊の課題となっており、教育への期待が大きくなっている。そうした中で、竹原市教育委員会は時代の趨勢を見極めつつ、「未来の人材育成」「ICT活用教育」の推進、また、本市の先人が創り上げた文化、伝統、歴史を大切にしつつ、持続可能な本市の未来を標榜した地域とともにある学校づくりを駆動する「コミュニティ・スクール」の全校展開は大いに評価できるとともに、コロナ禍の中、教育活動は安定しており、市内各小・中学校・義務教育学校等の緻密な指導の成果であると評されています。また、各事業の数値指標に基づく自己表評価方法の改善及び、コミュニティ・スクールの令和3年度からの全市立学校での実施について期待を寄せられています。結びに、本市の総合計画、教育大綱に依拠した複数部署にまたがる、未来志向のシステムづくり及びマネジメントの遂行を保障する取組を期待する、と総

括的な意見をいただいています。その他それぞれの事業についてご意見をいただいておりますが、いただいたご意見を参考にして、改善やより充実を図るなど今後の取組を進めてまいりたいと考えております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○平田委員 事務点検・評価報告書の中で、4点質問します。1点目は、19ページの英語検定3級の取得率が令和元年度10.4%、令和2年度は42%と約4倍に大きく上がっているのですが、何か要因があるのでしょうか。2点目は、23ページ「確かな学力」の向上の点検結果の中で「オンラインによる学習方法も工夫して実施しており」とありますが、実際にはオンラインでどのようなことをしたのか具体的に教えてください。3点目は、25ページの「豊かな心」の育成の不登校児童生徒の割合がありますが、不登校児童生徒の定義を教えてください。4点目は、32ページの生涯学習の取組内容で、「学校と地域が連携して子育てや地域づくりに取り組むモデルの検討を行う予定としていたが」とありますが、実際に地域交流センターを中心にどのように学校と連携して取り組みを実施していこうと計画していたのか教えてください。以上です。

○大橋課長 19ページ「確かな学力」の向上の英語検定3級の取得率については、様々要因がありますが、大きな要因は去年からTGGでハワイに海外研修に行くということを大々的に募集しました。募集要項の応募条件に英語検定3級程度の英語資格を有する者としておりますので、中学生が英検を受けてみようという気持ちの高まりにもつながったのではないかと思います。それと、学校教育の中でも5・6年生から外国語科が始まりましたので、小学校も中学校も学校自体が子供たちに力をつけようという意識もあったということも取得率に出ているのかと思います。2点目のオンライン学習の具体的な方法について説明します。GIGAスクール構想で、いろいろ準備していた最中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という状況が重なりまして、使わざるを得ない状況になっているということもありま

す。つまり、出向いて行って、そこでいろんな方と会って話をしながら学習をしていくといった地域との関わりであったり、企業に行ってキャリア教育の視点を学ぶということが予定されていたんですけれども、残念ながら緊急事態宣言等があって、なかなかそこに集合できないということになりました。竹原市は、電子黒板やタブレットを今までも導入しておりましたので、それを使って担保できないかということで、オンラインでの学習を実施しています。いろいろなところで言うておりますように、総合的な学習の時間で例えば広島空港のプロジェクトをオンラインでしたり、忠海学園のOBの長崎大学山本教授と長崎と教室をつないで学習をするということを中心にやっております。最近では北部3校、小規模校がいつも英語のスピーチコンテストをしていましたが、どうしても校内だけだと限られた中でのコンテストになるので、今回はオンラインで3校合同のスピーチコンテストをしようということで、それぞれの学校、教室にいながら他校の子供たちと交流することができました。それぞれ小学校段階、中学校段階の発達の段階にあわせてオンラインを使わざるを得ない状況だったからこそ、先生方も工夫されてやっているような状況です。3点目の不登校児童生徒の定義ですが、年間30日以上長期欠席の児童生徒と定義されております。相談室に行ったり、学校には来れているが保健室で頑張っているとか教室にはなかなか上がれないという子は出席になりますので、本当に学校を休んだという日数が30日以上長期欠席ということで割合を出しております。

○堀川課長

32ページの学びから始まる地域づくりプロジェクトについて、説明します。こちらにつきましては、生涯学習の県のモデル事業で、人材育成、地域づくりに関するメニューでございます。竹原市はコミュニティ・スクールを整備し、令和3年度から全校で実施するというところもあるので、地域づくり、人材育成の観点からやってみてはどうかと県からお話をいただきました。当初、令和2年度・3年度事業の予定でしたが、新型コロナウ

イルスの影響でほとんど動けなかったもので、県とも調整し、令和3年度・4年度で実施するように整理しました。令和2年度中に地域交流センター全13館をまわって実情を把握いたしまして、課題等を確認した上でどういったことができるか検討を始めました。地域交流センターでは、地域の人材の高齢化と利用者の固定化という課題が多く出たと思います。そういったことから、学校との交流、地域交流センターから学校運営協議会の委員になっていただいている方もおられますが、その中で地域の人材育成、地域づくりを考えた時に、忠海地区は小学校2校が統合し、今は忠海学園としてその校区で活動していることから、他校もコミュニティ・スクールを進めていく中で、何かモデル的なものになるのではないかと考え、まずは忠海地区でモデル事業を進めていくことは決めております。内容につきましては、地域が学校に、学校が地域に行って何ができるかということで、忠海学園と二つの地域交流センターが話をしているところです。

○西川委員

評価の報告書と評価委員の皆さんのコメントも拝読して、先生方教職員の皆さんが学校・家庭・地域が三位一体となって、学力と社会性の育成と、そのみならず竹原の歴史と伝統文化で子供たちに郷土愛を育てていただいたり、近年では企業とコンタクトをとって、企画力・プレゼン力の育成にまで及んで、先生方が取り組みをされている詳細がわかりました。報告書ありがとうございます。全体の評価の中で今年度の評価委員さんの評価ではなくて、前年度の評価の中で数値を出して比較、成果を比較することにおいて、1点提起されていることがありました。母集団の標本数が少ないにもかかわらず、県や国の数値と比較することによる有効性について、問いが出ていたと思います。その点について、今後どのような方向性で評価しようとしていくのか指針があればお伺いしたいということと、今回、体力測定などが中止になりましたので、この件においては、前年度の評価委員さんの報告書の中で、取り組む必要があるのではないかと御示唆がありましたので、その点についてもどのような取り組みをしていくのか、決

まっているものがあれば教えてください。

○大橋課長

まず、評価についてです。ご指摘を受けまして、母集団、分母が違うということもあって、例えばT検定をかけたりののですが、そうはいつでも公平・公正なものと比較する時に、全国学力・学習状況調査や広島県基礎基本であったり、体力テストというところが信ぴょう性の高い、公平の測れる数値でありますので、やはりその数値と竹原市を比べるところが必要ではないかと思っておりますので、引き続きその比較はしていこうと思っています。ただ、言われるように比べること自体で、全部を数値だけで評価するということは決してしてはいけないということもありますので、今回新たに、子供の感想も入れております。数値やテストの点数だけでは見えない子供たちの内面などを、各学校は、それぞれ日々の教育の中でアンケート調査や観点力の調査、要するに単元力のテストもしておりますので、細かい全国学力・学習状況調査の数値だけにならないように、そういう内面や日々の子供たちのスモールステップも把握していきながら、次の手立てを打っていくということを、竹原市としてはやっけていこうとしておりますので、評価そのものを変えるというよりは、プラスで考えて、より細かくみるという方針で今は考えております。ただ、ご指摘のところも非常によくわかる部分がありますので、今後、他市町の状況等も聞きながら、ニーズ的なところをどう見取っていくかという評価につきましては、今後もう少し研鑽を積みながら、何ができるかと考えて参りたいと思います。

2点目の体力テストについてです。昨年度は、全国学力・学習状況調査もそうですけれども、体力テストも全て中止になりました。ただ、各学校とも各校の、例えば学校評価の中に体力づくりを入れておまして、これまででも傾向として、うちの学校はシャトルランが弱いね、とかうちの学校はこういうところに課題があるよね、というところは持つておられますので、体力テスト自体は中止になりましたが、日々の取組というものは令和2年度も引き続き実施されておりました。それにプラス、コロナ禍で臨時

休業が約3か月間ありましたので、例えばおうちの人と一緒にやってみようという形で子供たちだけに委ねない、保護者を巻き込みながら、家庭の力をもらいながら体力づくりもしていくというような宿題、課題も出しながら、何とか子供たちの体力をしっかりと維持していくという取り組みは継続して行っておりました。

○西川委員 どうしても、母集団が小さい中で、市町としては不利だなと思ったんですが、その中であえてプラスアルファでやっていくということですね。もう1点、50ページの数字に関することですけれども、暴力行為、いじめ、不登校の数値があって、広島県との比較表がありますが、数字のカウントの基準ですが、どういう場合に1件、1名とカウントするのでしょうか。例えば、学校から事案があったと報告が上がってきたものをカウントするのか、学校で解決したものは報告しなくていいからカウントしないとか、各項目においてカウントする基準の説明をお願いしたいと思います。

○大橋課長 生徒指導上諸問題についてです。暴力行為、いじめについては、こういうものが暴力行為になるという定義、例えば器物破損であったり、いじめもこういう定義でというところをあらかじめ学校の方には定義をきちんとつけてまして、月例報告ということで毎月あげさせております。なので、それぞれの学校でどういうことが起こったのかあるいはどういういじめ事案が発生したのかという件数は竹原市教育委員会にあがってきますので、基本的にそこでデータを出しています。ただ、先ほどと一緒にですが、この数値、件数だけに一喜一憂するのではなく、初動というところで、暴力行為あるいはいじめが起こった時には速やかに、竹原市教育委員会に連絡して対応を図るということは徹底しております。初動対応はすぐに行えるようにしていますけれども、数としてはそういった報告の数をカウントとしております。

○西川委員 学校で解決した事案についても、定義に該当すれば必ず月例報告にあげるということですね。

○高田教育長

少し付け加えますと、そういうことについても最終的には基準に照らして主観が働くわけです。ですから、我々、教育委員会としたら細かなこともきちんと報告して対応しなさいというスタンスはしっかり持っているつもりです。例えば、都道府県等の動向で言いますと、いじめの問題である都道府県で話題になった。そうするとそこで丁寧にそのことについて分析をし、社会的な批判も受けたりするので、翌年からは一気に数が増えることがあるわけです。そういうことも教訓にしながら、そもそも数を取ることが目的ではなくて、初期に把握して早く解決する。子供が安心して学校へ来られるようにすることを目的とするならば、細かなことも報告して、共有しながら解決していこうという教育委員会のスタンスが非常に大事であるという認識で取り組んでいます。

○浅野教育長
職務代理者

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大で、予定されていた行事などが中止に追い込まれるという状況の中で、当初予算と決算とが大きく変わったのでしょうか。変わった場合、前年度あまり執行していなかったら、次の令和3年にそれだけの予算を取ることができるのかできないのか教えてください。

○沖本教育次長
兼 課 長

新型コロナウイルス感染症によって、当初予定していた事業ができなくて不用額が出るということはあります。前回の教育委員会会議の中で令和2年度の決算状況を説明させていただきましたが、繰越予算と当初予算の関係もあって、不用額がたくさんありました。前回の会議で、大きなものを購入しようとした時に入札をかけたら、当初設計していた金額より下がることもあって、不具合が生じるということを説明しました。予算は使い切らないと翌年つかないから、年度末になると予算を執行するためにいろんなところで工事をするという噂話をお聞きになられることもあると思いますが、基本的に予算については、行政施策の計画、こういう施策を進めるためにこういう事業をしますという行政運営の財政計画という位置づけになりますので、1回執行していないからつかないということではな

くて、必要な行政運営に関して必要な予算をつけるという考え方になりますので、そのように御理解いただければと思います。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第52号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。
職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第53号「竹原市重要文化財の指定について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案第53号「竹原市重要文化財の指定について」、御説明いたします。議案書12ページをご覧ください。竹原市文化財保護条例第3条の規定に基づき、宗教法人長善寺が所有する木造裸形着裝阿彌陀如来立像（もくぞうらぎようちやくそうあみだによらいりゅうぞう）を竹原市重要文化財に指定することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。概要について、当日配付の別紙資料をご覧ください。木造裸形着裝阿彌陀如来立像の竹原市重要文化財指定について、令和3年第1回教育委員会会議において、御承認いただき、竹原市文化財保護委員会に諮問いたしましたところ、竹原市重要文化財に指定するべき価値を有しているとの答申がありましたので、議案として提案させていただいております。なお、議案の提案に先立って、所有者から文化財指定の同意を得ています。改めての説明となりますが、木造裸形着裝阿彌陀如来立像は、東野町に所在する長善寺が所蔵し、境内の宝物館内に安置されております。衣服をまとわせるこ

とを前提に、像本体を裸や下着のみをまとった姿に造る裸形着形式の木像であり、裸形となる像本体に加え、着脱可能な紙製漆塗りの着衣を備えているものでございます。文化財的価値としては、次の2点に集約されます。1点目、稀少な裸形着形式の阿弥陀如来像である。本像は、全国でも12躯しか確認されていない裸形着形式の阿弥陀如来像のうちの1躯であり、中国・四国・九州地方においては唯一の作例でございます。2点目、優れた彫刻技術を示す鎌倉時代の彫像でございます。本像の製作年代は鎌倉時代（13世紀後半）と判断されております。広島県内には、国あるいは県指定文化財として二十数躯の鎌倉時代作の彫像がございますが、それらと比べても優作の一つとして位置付けられます。このことから、宗教法人長善寺が所有する木造裸形着阿弥陀如来立像を竹原市重要文化財に指定することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○竹下委員 この仏像は、ずいぶん昔から長善寺さんに保管されていたのだと思いますが、今まで指定をされなくて、この度、指定されるのは何かいきさつがあったのでしょうか。

○堀川課長 長善寺さんに限らず、お寺というのは古い仏像を持たれていることがありますが、信仰の対象としての仏像であって、公開することについてはお寺の考え方もいろいろございます。長善寺さんは独自で宝物館を整備しておられて、いろいろ話をしていく中で、今回この仏像に非常に価値があるものだということになりました。そういった市との調整の中で、文化財の指定に向けて話を進めていったという経緯でございます。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第53号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。
職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第54号「竹原市重要文化財の指定について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案第54号「竹原市重要文化財の指定について」、御説明いたします。議案書15ページをご覧ください。竹原市文化財保護条例第3条の規定に基づき、個人が所有する「竹原町の長寿ブドウ（キャンベル・アーリー種）」を竹原市重要文化財に指定することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。概要につきましては、当日配付の別紙資料をご覧ください。竹原町の長寿ブドウ（キャンベル・アーリー種）の竹原市重要文化財指定について、令和3年第3回教育委員会会議において、御承認いただき、竹原市文化財保護委員会に諮問しましたところ、竹原市重要文化財に指定すべき価値を有しているとの答申がありましたので、議案として提案させていただいております。なお、議案の提案に先立って、所有者から文化財指定の同意を得ております。改めての説明となりますが、竹原町の長寿ブドウ（キャンベル・アーリー種）は、竹原町のブドウ畑に所在しております。大正7年（1918年）に植栽されたと伝わっており、樹齢が100年を超えています。全部で4本ありますが、樹勢が衰えていないものが3本あります。文化財的価値としては、次の2点に集約されます。1点目、竹原の葡萄栽培の歴史を示す価値、キャンベル・アーリー種の登場により、飛躍的に発展した竹原の葡萄栽培の歴史を現在に伝えるものとして、本市において特に貴重な樹木である。2点目、樹齢100年を超える商品作物としての価値、ブドウを含む果実の収穫が目的である商品作物は、年

数を重ね果実のなりが悪くなると若木へ更新されることや、品種改良など別の品種への切り替えもあり、商品作物が長期間残ることは、全国的に見ても稀であり、価値は非常に高い。このことから、個人が所有する竹原町の長寿ブドウ（キャンベル・アーリー種）3本を竹原市重要文化財に指定することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。よろしくをお願いします。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員 ブドウの場合、これからも管理していかなければいけないと思いますが、文化財の指定を受けた場合、それに対して個人の所有者に、行政から何か支援があるのですか。

○堀川課長 おっしゃられるとおり、保存はとても重要でございます。今回のブドウの文化財指定につきましては、若手のブドウ農家さんが集まって、「長寿キャンベルを守り活かす会」を立ち上げてくださりまして、保存体制が整っております。市からの支援につきましては、他の文化財でもそうなのですが、今回は肥料であるとか、管理に係る経費を予算化しておりまして、令和3年度は年間72千円の支援を見込んでおります。

○市川委員 重要文化財の中で天然記念物という種類なのですか。

○堀川課長 文化財の分類がございまして、天然記念物という分類での指定になります。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。以上で公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和3年第8回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和3年8月26日 午後2時30分閉会